

2026年 9月

茨城労働局長登録教習機関

登録番号 56-3

登録の有効期間満了日 令和13年4月26日

(株) 安全衛生推進会茨城教育センター
〒310-0846 茨城県水戸市東野町 291-19
TEL 029-291-6221 FAX 029-353-7915

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習開催」のご案内

労働安全衛生法の定めるところにより、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務については『特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習』を修了した者のうちから作業主任者を選任しなければならないことになっております。

新たに、特定化学物質障害予防規則等の改正により「溶接ヒューム」（金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質）が特定化学物質（管理第2類物質）に位置付けられることに伴い、金属アーク溶接等の作業場では、屋内・屋外に関わらず、作業場ごとに特定化学物質作業主任者の選任が必要となりました。（経過措置により、令和4年4月1日から適用されます。）

つきましては、当教育センターは茨城労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

記

1. 受講資格

満18歳以上

2. 講習日時及び会場・定員

①日時 令和8年11月16日（月）～17日（火）

1日目（学科）8：30～16：10

定員60名（定員になり次第締切ります）

2日目（学科）8：30～17：05

（修了試験1時間）

②会場 ひたちなか商工会議所（茨城県ひたちなか市勝田中央14-8）

3. 受講料及びテキスト代

●全科目 14,980円（受講料：13,000円 テキスト代：1,980円）

4. 受講申し込み方法

- ・受講料
- ・受講申込書（写真貼付・押印したもの）
- ・証明写真計2枚（申込書に貼付）

〔証明写真〕サイズ 縦3.0cm×横2.4cm裏面に氏名を記入したものを
をお持ちの上、お申込み先へお申込みをお願いします。

＜講習会当日、会場へ持参するもの＞

- ・受講票
 - ・本人確認書類の写し
 - ・運転免許証、住民票、マイナンバーカード、住民基本台帳、パスポート
- ※外国籍の方は「特別永住者証明書」または「在留カード」の写しが必要です。

5. 注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・不鮮明な写真では、修了証には反映されません。写真は、両面テープを推奨します。

6. 修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

7. 携行品

受講票、筆記用具（鉛筆・消しゴム）、昼食、テキスト（初日に配布）

（株）安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

8. 人材開発支援助成金

講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きを「茨城労働局助成金事務センター」（029-297-7235）まで行って下さい。

9. 申込み受付先

茨城県ひたちなか市勝田中央14番8号 電話：029-273-1371

（注）収納した受講費用は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

整理の都合上、当日及び電話による受付はいたしません。

10. 講習時間及び講習科目

	時 間	講習時間	昼休み・休憩	科 目
第 1 日 目	8:30～8:40	10分		オリエンテーション
	8:40～9:00	20分		作業主任者の職務と責任
	9:00～12:10	3時間	休憩10分含 昼休み50分	作業環境の改善方法に関する知識
	13:00～14:00	1時間		作業環境の改善方法に関する知識
	14:05～16:10	2時間	休憩5分含	保護具に関する知識
第 2 日 目	8:30～11:40	3時間	休憩10分含 昼休み50分	健康障害及びその予防措置に関する知識
	12:30～13:30	1時間		健康障害及びその予防措置に関する知識
	13:35～16:00	2時間20分	休憩5分含	関係法令
	16:05～17:05	1時間		修了試験